

入札心得書

第1条 入札参加者は、「自動販売機設置に係る施設利用承認に関する一般競争入札案内書」（以下「入札案内書」という。）を熟読のうえ入札して下さい。

2 入札案内書について疑義があるときは、別に指定した日までに関係職員の説明を求めることができます。

第2条 入札参加者は、入札に関し石川県文教会館の担当職員の指示に従って下さい。

第3条 入札者は、「入札書（別記様式5）」に所要の事項を記載し、所定の箇所に記名・押印のうえ封かんし、入札者の氏名を明記し、所定の時刻に入札箱に投入して下さい。

2 記載事項を訂正したときは、訂正箇所に訂正印を押さなければなりません。ただし、入札金額の訂正はできません。

3 入札者が代理人である場合は、入札前に「委任状（別記様式6）」を提出して下さい。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、他の入札参加者の代理をすることはできません。

5 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を入札の代理人とすることはできません。

第4条 入札参加者が連合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期若しくは中止することがあります。

第5条 次の各号の一に該当する入札書は、無効とします。

(1) 入札参加者資格を有しない者がした入札書

(2) 入札参加申込みをしなかった者がした入札書

(3) 当該入札に対する同一人の二以上の入札書

(4) 記名押印のない、又は判然としない入札書

(5) 入札金額の記載が不明確な入札書

(6) 入札公告において示される入札時刻に、入札箱に投入されなかった入札書

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書又は他事記載のある入札書

(8) 当該入札について他の入札者の代理人を兼ねた者又は二人以上の入札者の代理をした者の入札書

(9) 委任状を持参しない代理人のした入札書

(10) 委任状の表示内容並びに押印のない、又は判然としない入札書

(11) 再度入札に当たり、直前の入札の最高価格以下の入札書

(12) 郵送による入札書

(13) その他入札に関する条件に違反した入札書

第6条 入札者は、入札書を入札箱に投入した後は、いかなる場合といえども、その入札書の書換え、引換え、又は撤回若しくは辞退の申立てをすることはできません。

第7条 開札は、入札場所において入札後直ちに、入札参加者立会いのうえ行います。

第8条 入札を行った者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札したものを落札者とします。

第9条 開札をした場合において、各人のうち予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとします。

2 第5条の規定により入札書が無効とされた者は、当該入札に再度参加することはできません。

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。

2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

第11条 落札者は、落札決定の日から起算して5日以内に契約を締結しなければなりません。

第12条 入札をした者は、入札後、入札公告等についての不明を理由として異議を申立てることはできません。